

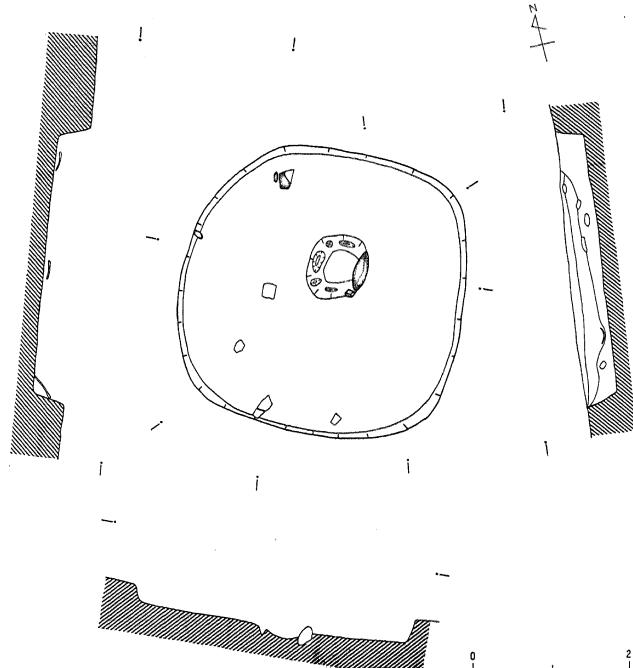
## 第18号住居址

本住居址は、西壁部分が明瞭に検出されたのみで、他の壁ははっきりしなかったが、長軸4.1m、短軸3.9mの隅丸方形のプランを呈し、主軸はS-64°-Eと思われる。

西壁は、32cmの體高を有し、垂直に近い角度で立ち上がっている。

床面は軟弱であり、周溝・柱穴ともに検出されなかった。炉は、住居址のほぼ中央部に位置しており、80cm×80cmの規模を有する石畳い炉であったと思われるが、東側の炉石を除いてすべて抜き取られていた。

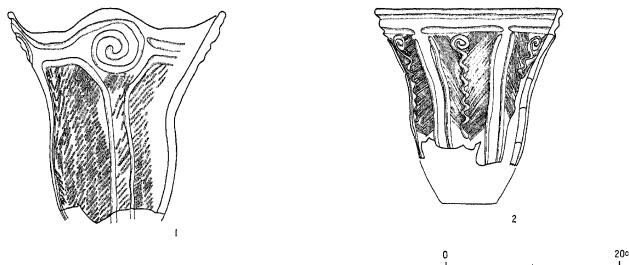
覆土は、3層に分けられたが、スコリアの純層は認められず、全体的にスコリアを含有した覆土であった。



第39図 第18号住居址遺構図



第40図 第18号住居址出土土器



第41図 第18号住居址出土土器

## 出土遺物（第40図、第41図—1・2）

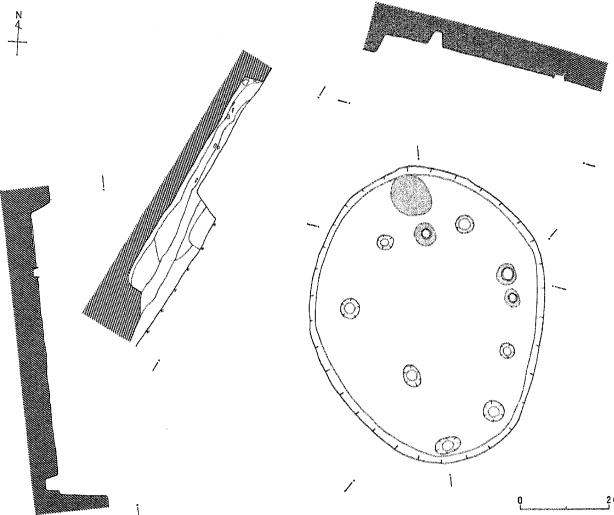
1は、覆土中に倒置した状態で検出されたもので、口径25cm、現存器高24cmの底部が欠損した深鉢形土器である。文様は、口縁部には棒状工具によって渦巻き状のモチーフが施され、胴部には地文に櫛文（R L）が施され後、同じく棒状工具で縦位区画文が施されている。

2は、覆土中より出土したものの、口径21.5cm、現存器高18.2cmの底部が欠損した深鉢形土器である。文様は、口縁部に太い沈線文を1条巡らし、胴部には隆帶による縦位区画文が施され、区画内にワラビ手状の懸垂文・羽状の条線文が施されている。

石器は、打製石斧1点、磨石1点、石錐1点、スクレイパー1点、などが出土した。

## 第20号住居址

本住居址は、長軸6.6m、短軸4.7mの橢円形状のプランを呈し、主軸はS-12°-Wである。床面は地山をカットして構築されており、固くしまっている。柱穴は7本検出された。炉は、埋甕炉であり、住居址中央部北側から東側にかけて3基検出された。



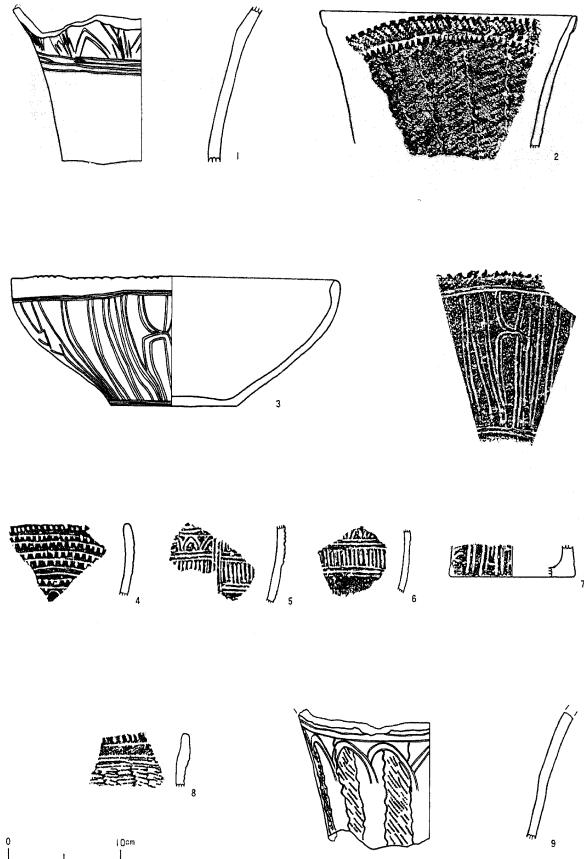
第42図 第20号住居址遺構図

## 遺 物 (第43図-1~7)

本住居址からは、埋甕炉の炉体土器3個(第43図-1・2・3)の他に、床面及び覆土より浅鉢形土器1個、深鉢形土器2個などの図上復元の可能な土器が出土した。

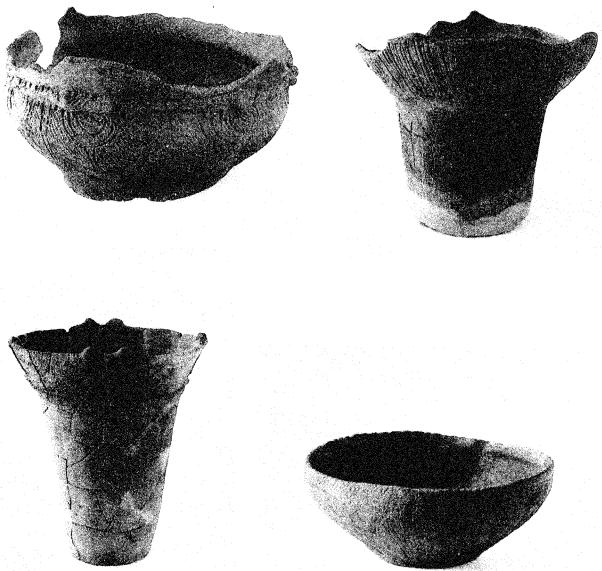
1は、最大径22.0cmを測る胴部が円筒形をし、頸部より上方に外反している深鉢形土器で、口縁・胴下半・底部を欠損する。文様は双線を巡らした頸部より上方に集中し、「Y」字状の文様や逆「V」字状の文様が施文されている。

2は、推定口径22.7cmを測り、口縁がいくらくか内反し、胴部が外反する深鉢形土器で、口縁・胴上半は3分の2弱と胴下半・底部を欠損する。文様は口縁部に網文の施された粘土帯を貼付し、その下に円形竹管による刺突文と結節網文を施文する。なお、口縁には刻みがみられる。下小野式的色彩の強い土器である。



第43図 第20・24号住居址出土土器

1~7 20住 (1=炉体土器、2~7=覆土) 8~9 24住 (8=覆土、9=炉体土器) ※  
5・6は同一個体



第44図 第20号住居址出土土器

3は、口径28.7cm、器高11.6cm、底径11.1cmを測る内反する口縁をもつ浅鉢形土器で、口縁の2分の1弱と胴部・底部の一部を欠損する。文様は口縁下及び底部近くに沈線を横走させ、その間に縦沈線や縦に連続する「Y」字状文・「U」字形のモチーフなどを密に施文している。口縁に押し引き文を有し、地文縄文は(L R)である。

4～7は、全て深鉢形土器の破片で、4は口縁部、5・6が胴部、7が底部である。文様は4には口縁に刻みを有し、横平行沈線とそれに沿っての刺突文が主として施され、5・6には縦横に沈線によって区画された中に縦沈線や逆「U」字状の文様が充填されているほか、無文部もみられる。また、7は推定底径10.9cmを測る張り出し底で、沈線が施文されている。なお、5～7は、文様や胎土の色調等から判断して他地域(北陸)からの搬入品であるものと思われる。

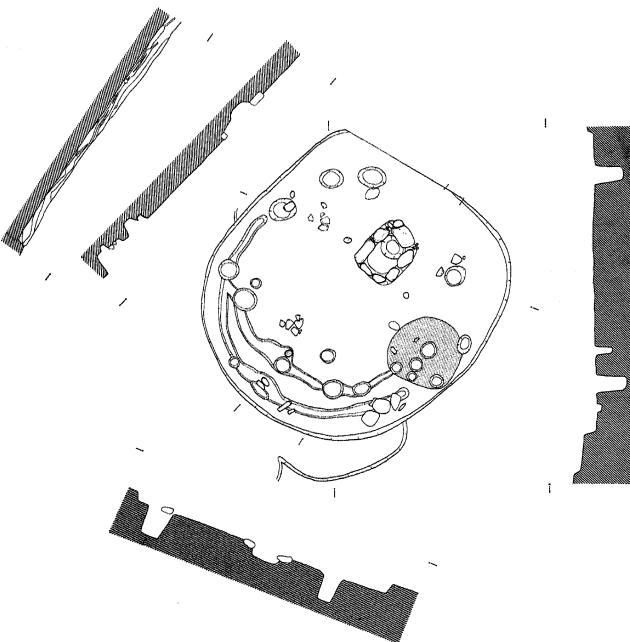
(奥山和久)

## 第23号住居址

本住居址は第5・6号住居址の床面下から発見されたもので、長軸6.7m、短軸6.1mの不整円形のプランを呈し、主軸方位はS—23°—Wである。

壁は東壁で26cm、西壁で17cm、南壁で23cmの高さを有しており、ほぼ垂直に立ち上っているが、北壁は調査対象地の外に伸びるために、確認できなかった。

床面は軟弱であったが、住居址南側半分に周溝が認められ、とくに南壁近くでは2本の周溝が検出された。このうち、外側の周溝は幅約20cm、深さは15cm前後であり、内側の周溝は幅20～30cm、深さ



第45図 第23号住居址造構図

20cm前後である。また、柱穴は18本検出されており、内7本が周溝に伴うものであった。

炉は住居址中央部よりやや北側に位置しており、140cm×180cmの規模を有する石囲い炉であり、50cm大の河原石8個によって長方形状に組まれたものである。

南壁近くの内側の周溝内より、口縁部を下にした状態で埋甕が1個体検出され、また、埋甕の西側に近接して石棒が認められている。

#### 出土遺物（第46図）

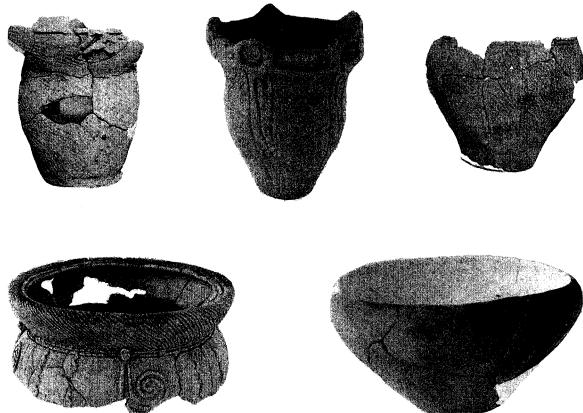
1は、埋甕として用いられていたもので、口縁部を欠損している。文様は頸部に半截竹管によって沈線文を巡らし、その直下より懸垂文が施されている。地文に繩文（RL）が施文されている。

2は、住居址の床面より出土したもので、口径14cm、器高15.5cmの小型の深鉢形土器である。文様は口縁部には粘土紐が弧状に貼付され、胴部は全面に繩文（LR）が施されている。

3は、住居址の床面より出土したもので、口径13.3cm、器高15.2cmの4部位の波状口縁をなす小型の深鉢形土器である。文様はやや肥厚した口縁部に棒状の工具で円形状・梢円形状のモチーフが施される。胴部には口縁部直下より、間に縱長のS字状文を施した2本の沈線文が垂下して、その間際に半截竹管による斜行沈線文と、小波状の懸垂文がみられる。

4は、覆土中より出土した浅鉢形土器で、口径24cm、器高13.3cmである。

5は、住居址床面より口縁部を下にした状態で出土したもので、胴下半を欠損しているが、口径29.3cmの甕形土器である。文様は、口縁部に半截竹管によって斜行沈線文が施され、頸部には同じく



第46図 第23号住居址出土土器

半截竹管による結節の施された粘土紐が巡らされ、また胴部には、粘土紐によって渦巻き状の懸垂文が施文されている。

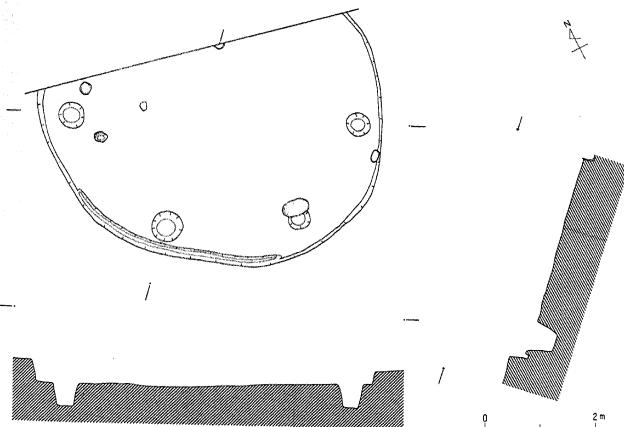
石器は、打製石斧3点、磨製石斧2点、磨石3点、石皿1点が出土した。

#### 第24号住居址

本住居址は、第23号住居址によって南側部分を切られているが、第26号住居址を切って構築されている。長軸6.1m、短軸5.2mの不整円形のプランを呈するものと思われる。主軸方位は、S-60°-Wである。

東壁48cm、西壁42cmの壁高を有しており、ほぼ垂直に立ち上がっている。床面は軟弱であったが、南壁から西壁にかけて、全長4m、幅10cm、深さ7cmの周溝の一部が検出された。また、柱穴が4本認められている。

炉は、住居址中央部より北側に位置しており、北半分を欠損した埋甕炉である。



第47図 第24号住居址遺構図

#### 遺物（第43図-8・9）

8は、波状を呈する深鉢形土器の口縁部破片で、刻みを有し、沈線と半截竹管によるやや長く区切った押し引きの文様が施文されている。

9は、最大径24.6cmを測る胴上部が僅かに括れ、外反しながら頸部へと移行する深鉢形土器で、口縁・底部・頸部・胴上半の一部、胴半ばから胴下半の殆んど全てを欠損する。文様は頸部に沈線を巡

らし、その下に沈線による連続「Y」字状文と結節繩文が施文されている。

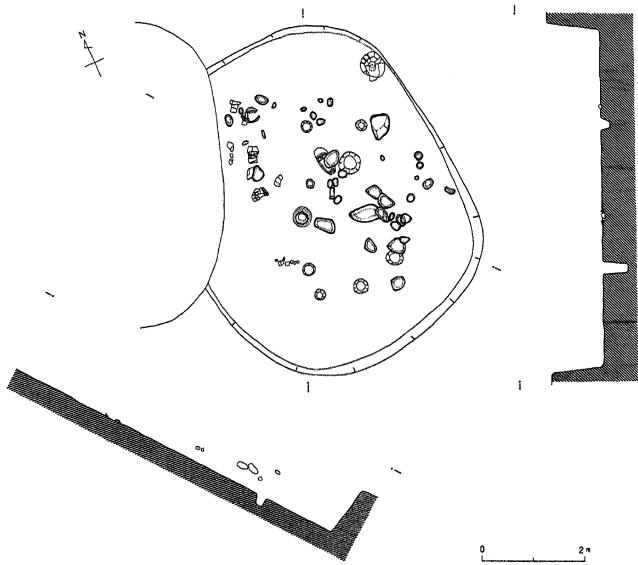
(奥山和久)

#### 第25号住居址

本住居址は第20号住居址によって切られており、長軸6.8m、短軸5.5m、の隅丸方形のプランを呈し、主軸方位はS-4°-Wである。

壁は、南壁で105cm、北壁で105cmの壁高を有しており、ほぼ垂直に立ち上がっている。

床面は軟弱であり、周溝は検出されなかつたが、柱穴は10本検出された。炉は住居址中央部に位置しており、埋葬炉である。炉の周囲40×40cmの範囲に焼土がみとめられた。



第48図 第25号住居址遺構図

#### 遺物(第50図-1~3)

1は、口径14.5cm、突起部を含めた残存高25.1cmを測る口縁がいくらくか外反してすぐ内反する円筒形の深鉢形土器で、口縁・胴部の一部、底部を欠損する。文様は口縁部付近に集中し、横平行沈線と押し引き文によって構成されており、沈線間に設けられた無文部には小さな横棒状把手が間隔をおいて4つ(1つは欠損)つけられている。なお、口縁は押し引き文で、内・外面に輪積痕を明瞭に残

している。2は、深鉢形土器の胴部破片で、文様は沈線による区画内に櫛文や三角形印刻文を充填するが、無文のところもある。焼成は良好で、胎土に白色粒子・金雲母を多量に含むが、金雲母は非常に細かい。色調は外面が黒褐色をしているのに対し、内面は淡褐色をおびたうす茶色や淡黒色をしている。文様・胎土・色調等から判断して、本土器は北陸の上山田古式に相当する搬入品であるものと理解される。

3は、本住居跡と29号住居跡から出土した破片が接合したもので、推定口径19.5cm、残存高8.7cmを測る口縁がいくらくか内反する塊形土器で、口縁・胴部の一部、底部の胎んどを欠損する。文様は施文されてないないが、整形の際につけられた横や斜め方向の粒子移動痕が外面に顕著にみられる。

石器は、打製石斧6点(短冊形の欠損品)、石礫1点、石皿2点、凹石1点、磨石7点、などが出土した。

#### 第29号住居址

本住居址は第20号住居址を切って構築されており、長軸7.1m×短軸5.5mの梢円形のプランを呈している。壁は、東壁60cm、西壁57cm、南壁55cm、北壁60cmの、壁高を測り、緩やかな立ち上がりである。床面は軟弱であったが、柱穴5本が検出された。また、住居址北壁近くで土壠2基が検出されている。炉は埋葬炉で、住居址中央や西側で認められた。

#### 遺物(第50~52図-4~16、第53図)

遺物は、埋葬炉

(第50図-7)を

除いて、床面よ

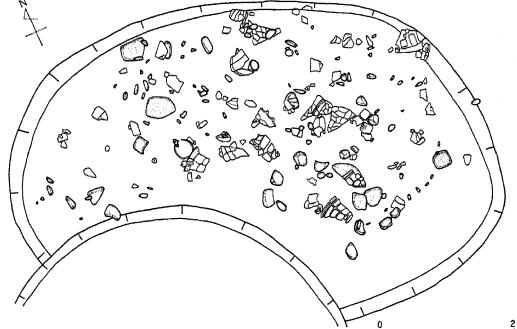
り、20cm程浮いた

状態で出土した。

石器は、打製石

斧63点(完形品29点、欠損品34点)、磨石5点、凹石2点、スクレイパー4点、石錫2点などが出土した。

4は、推定口径23.0cm、残存高14.9cmを測るいくらくか内反する口縁をもち、頸部で僅かに括れ、胴部に至る深鉢形土器で、口縁・頸部の大半と胴上部は強、以下底部に至るまでは全てを欠損する。文様は口縁に刻みを有する幅狭の繩文帯が存在し、頸部との間に設られた沈線間に繩文(LR)が施文される。頸部下には縦平行線及び曲線文がみられるが、そうした沈線による区画内にもやはり繩文が施されている。なお、頸部付近に桶状把手の小さなものとそこから斜め下方に垂下する繩文を施



第49図 第29号住居址遺物出土状態

した隆帯が存在する。

5は、推定口径24.0cm、残存高14.9cmを測るいくらか内反ぎみの口縁をもち、頸部で僅かに括れる深鉢形土器で、口縁・頸部の一部と胴部以下の大半を欠損する。文様は刻みを有する口縁部の内・外面に繩文（RL）が施文され、刺突文が口縁及び頸部に存在する。また、橋状把手も刺突文と同じく口縁及び頸部にみられ、頸部の把手下には沈線による半弧状の文様が施文されている。なお、胴部には結節縄文がみられる。

6は、最大径17.2cm、残存高20.7cm、底径15.2cmを測るいくらか外反する胴上部をもち、張り出し底の底部へと移行する深鉢形土器で、口縁・頸部・胴部・底部の一部を欠損する。文様は頸部に横平行沈線が巡り、そこから垂下する縱平行沈線と横「V」字状沈線が1単位となって4単位施文される。施文は繩文（LR）。

7は、頸部で括れ、胴上部で大きく膨らみ、張り出し底の底部へと移行する深鉢形土器であるが、口縁の殆んど全てと頸部・底部付近及び底部の一部を欠損する。最大径26.7cm、残存高22.0cm、底径14.8cmを測り、焼成は普通で、胎さには0.1mm以下及び0.1mm程度の白色粒子を多量に含み、金雲母も多量に含むが非常に細かく、全体的に砂っぽい感じがする。地文に繩文（RL）を施すが、文様は頸部付近に集中し、3本の沈線で4単位の「V」字状モチーフを形成し、それに沿った形で刺突文を施している。千葉県八日市場市八辺貝塚から出土した土器に類似する。

8は、口径18.6cm、突起部を含めた器高30.5cm、底径9.2cmを測る深鉢形土器で、口縁は内反し、頸部で括れ、胴部で膨らみ、そのまま見る方向によっては張り出し底と思える底部へと移行しており、口縁・頸部・胴部・底部の一部を欠損する。文様は刻みを有する口縁に繩文（RL）を施し、頸部から胴上半にかけては数条を平行沈線を巡らし、さらに頸部付近の沈線には刺突文が加えられている。なお、頸部には間隔をおいて4つの橋状把手がつけられており、口縁部には小突起ややはり橋状把手が1つみられ、胴部には繩文が施文されている。

9は、残存高28.8cm、推定底径17.2cmを測る胴上部が内反して括れ、張り出し底の底部へと移行する深鉢形土器で、口縁・胴部の大半・底部の強を欠損する。文様は結節縄文を間隔をおいて施文する。なお、蛇足になるが、実測図にみえているのは胴部であり、口縁部はさらにその上につく。

10は、口径22.0cm、器高31.8cm、底径12.1cmを測る内反する口縁をもち、頸部で括れ胴上半で若干膨らみ、そのまま底部へと移行する深鉢形土器で、口縁・胴部・底部とその付近の一部を欠損する。文様は施文されていないが、内・外面に輪積み底を残しているところがある。

11は、推定口径29.4cm、器高35.2cm、推定底径14.0cmを測るいくらか内反する口縁をもち、頸部で括れ、張り出し底の底部へと移行する深鉢形土器で、口縁・頸部の強、胴部・底部の大半を欠損する。文様は刻みのある口縁及び口縁内面に繩文（RL）が施され、一部押し引き文を用いた8条の縦沈線が存在する。頸部下には6条の沈線が巡り、いちばん上の沈線には横位橋状把手が、いちばん下の沈線には刺突文と縦方向の沈線+刺突文がそれぞれ施文されている。なお、胴上半には沈線や刺突文で曲線的な文様が描かれており、頸部付近に幅狭の無文帯がある以外、地文繩文が施文される。

12は、推定口径21.5cm、残存高21.2cmを測る口縁が外反し、頸部で括れる深鉢形土器で、口縁から胴部の大半と底部を欠損する。文様は口縁部に渦巻状の隆帯を貼付している以外、主として沈線によ

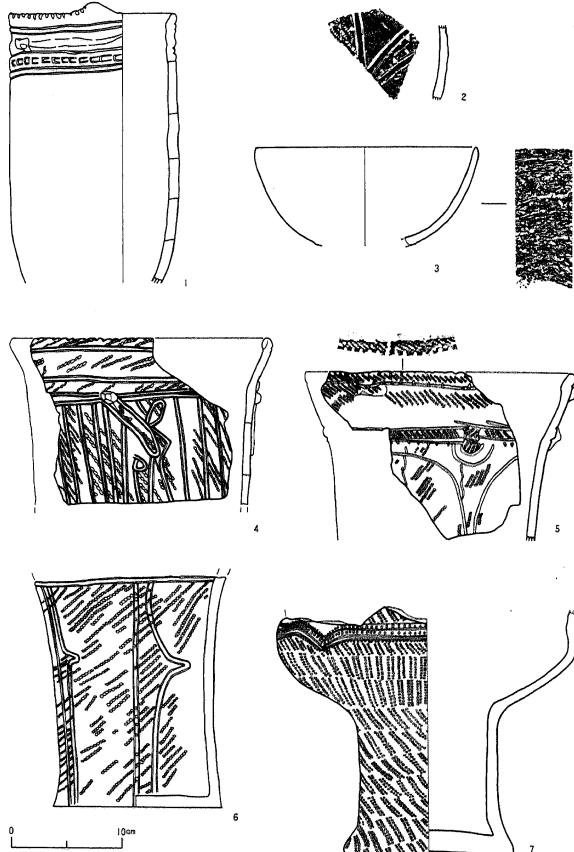
るもので、括れ部及び胴上半には平行沈線が横走し、その沈線間に縦の沈線や逆「U」字形の沈線などが充填されるが、逆「U」字形の沈線の頂点と頂点との間には三角形状の抉りとりがみられる。胴半ば付近から下は、さまざまに沈線による区画がなされ、区画内は、縦や横の沈線で施文される。なお、口縁の隆帯上と頸部の一部に半載竹管による押し引き文がなされている。焼成は良好で、胎土に白色粒子・金雲母を多量に含むが、金雲母はきわめて細いものであるため、じっくりみるとその多さが判らなく、色調は外面が口縁部付近がいくらくら黒味をおびた茶褐色を呈し、他が黄褐色や赤褐色であるのに対し、内面は口縁から胴上部が赤褐色や茶褐色を呈し、胴半ばから下は灰色や灰褐色をしている。本土器は器形・文様・胎土・色調等から判断して、北陸からの搬入品として理解されるものである。

13は、波状部を含めた残存高13.4cmを測る4単位（うち2つは欠損）のいくらか内反する波状口縁をもち、強い括れのある深鉢形土器で、口縁・頸部の強と胴上半及びそれ以下全てを欠損する。文様は口唇部に短い沈線を巡らし、波頂部に平行する形で三重の沈線が施文されており、頸部付近の沈線間に抉りとりによる三叉文や縦及び横方向の沈線が存在している。そして、頸部の沈線下にはその沈線に沿うように刺突文が巡る。なお、実測図には表現されてないが、もう一つの波頂部を有する破片には縦の沈線のかわりに渦巻文が描かれ、その左右には三叉文があつて、いわゆる『玉抱き三叉文』の形をとっている。焼成は良好で、堅緻であり、胎土には非常に細かい白色粒子・金雲母を多量に含み、色調は外面が黒色を呈するところが大半を占めるが、2つの括れ部付近のみ茶褐色をしているのに対し、内面は茶褐色であるが、2段目の括れ部付近は黒色となる。よって、本土器は器形や文様もさることながら今村啓爾氏が『五領ケ台式土器の編年』の中で述べられている「東関東の土器の胎土はきめが細かく、円磨した砂粒を含み、雲母を多く含むものは稀で、含む場合にも粒が細かく白っぽいものが多く、焼成は後期の土器を思わせるような灰~黒褐色の良好な焼成のものが多い」といった傾向が認められる」にはばね一致することから、本土器もまた12同様、他から（東関東）からの搬入品であろう。静岡県柏原遺跡から出土している土器に類似品がある。

14は、推定口径35.3cmを測る浅鉢形土器の口縁部破片で、文様は口縁部に押し引き文が、そしてその下の内・外面にも異なる押し引き文が施文されている。なお、赤色塗彩の痕跡は全く認められない。

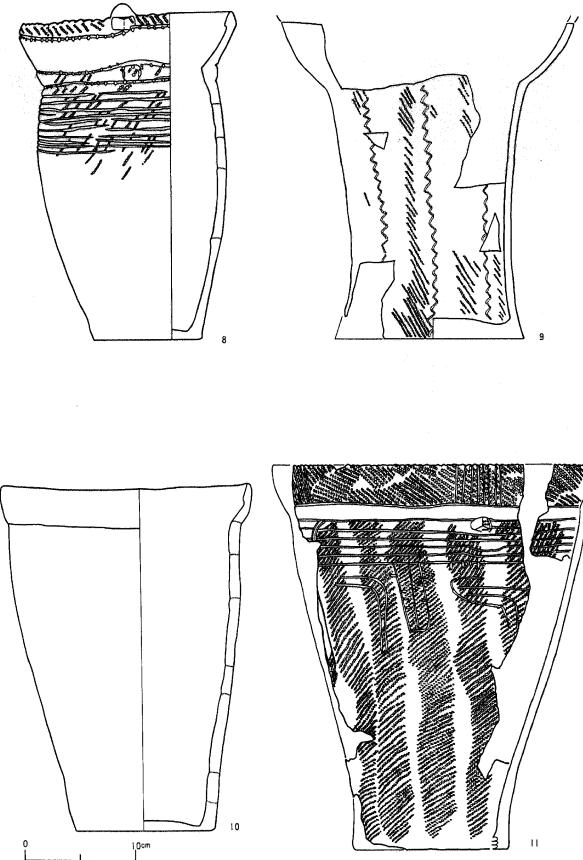
15は、推定口径32.6cm、残存高11.4cmを測り、口縁がいくらか内反ぎみの浅鉢形土器で、口縁・胴部の大半及び底部を欠損する。文様は口縁部に押し引き文が巡り、繩文（RL）が施文される。平行沈線は横に、波状にそして縦やジグザグ状に施され、それによって区画された中に繩文（RL）がやはり充填される。なお、1か所の橋状把手があったと思われるが剥落痕がある。赤色塗彩の痕跡は認められない。

16は、同一住居址内の地点を異にする破片が接合したもので、推定口径36.0cm、器高12.3cm、底径15.6cmを測る内反する口縁を有し、底部へとそのまま移行する浅鉢形土器で、口縁・胴部の強と底部の一部を欠損する。文様は刻みのある口縁に繩文（RL）を施し平行沈線間に幅狭の無文帯や繩文帯が設けられている。また、口縁下には横橋状把手を間隔をおいてつけ、橋状把手間に貼付文がみられる。なお、橋状把手及び貼付文上のみ、繩文の施文方向が他と逆である。赤色塗彩の痕跡は認



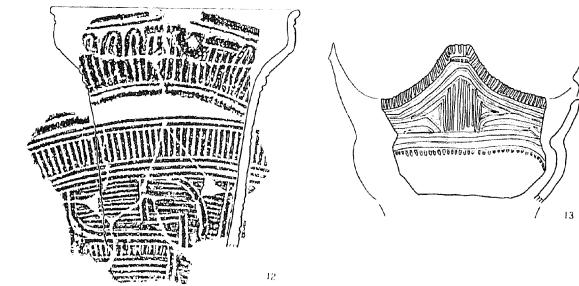
第50図 第25～29号住居址出土土器

1～3 25住（全て覆土）4～7 29住（4～6 = 覆土、7 = 炉体土器）



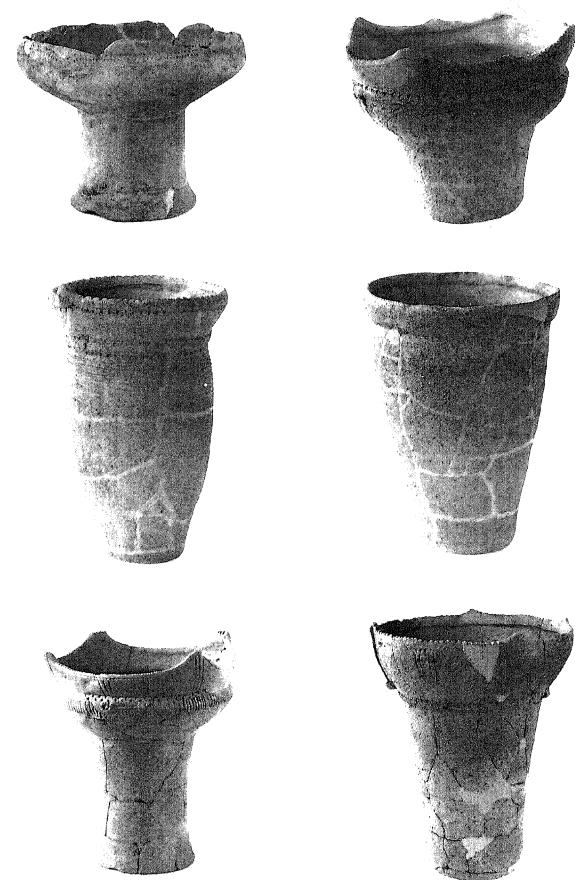
第51図 第29号住居址出土土器

8～11（全て覆土）



第52図 第29号住居址出土土器  
12～16 29住 (全て覆土)

0 10cm

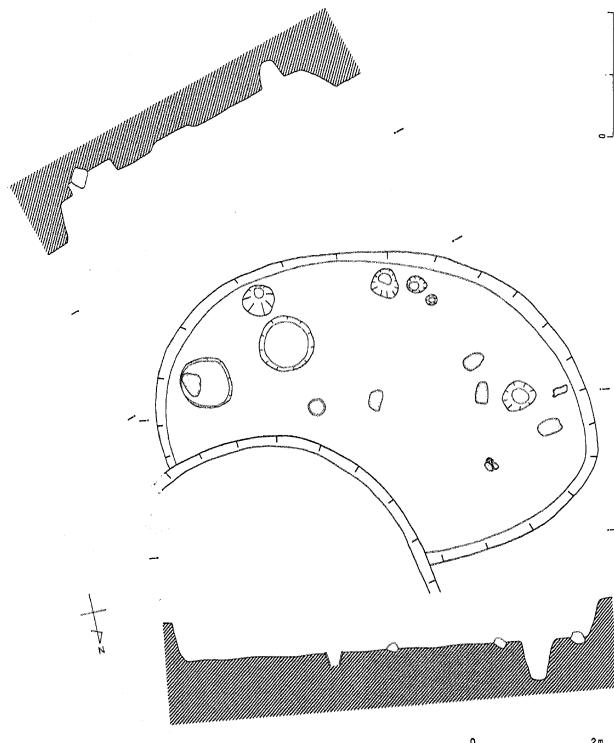


第53図 第29号住居址出土土器

められない。

石器は、打製石斧63点（完形品29点・欠損品34点）、磨石5点、凹石2点、スクレイバー4点、石鏃2点などが、出土した。

（奥山和久）



第54図 第29号住居址遺構図

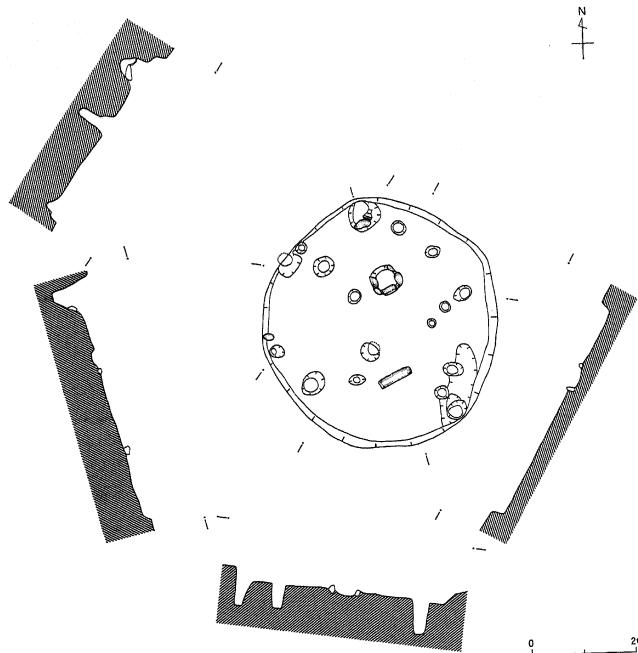
#### 第30号住居址

本住居址は、長軸4.9m、短軸4.5mの円形プランを呈し、主軸方位はS-13°-Wである。壁は、東壁で22cm、西壁で20cm、南壁で14cm、北壁で30cmの壁高を有し、南壁を除いてほぼ垂直に立ち上がっている。

床面は軟弱であり、南壁部は150×50cmにわたって溝状の搅乱を受けている。柱穴は18本検出された。炉は、住居址中央部のやや北側に位置しており、60×60cmの規模を有する石囲いの炉で、北側の炉石は抜き取られている。住居址中央部より南側主軸上に石棒が認められた。

#### 出土遺物（第56図）

本住居址からは、156点の土器片が出土した。これらのうち、図上復元できたのは2点のみである。



第55図 第30号住居址遺構図

1は、床面から半分に削れた状態で出土したもので、底部に算盤玉状の張り出しがある深鉢形土器で、口径22.5cm、器高26.5cmである。文様は、縄文(R L)の地文の上に、刻み入りの隆帯による渦巻き状のモチーフが施文されている。

2は、同じく床面より出土したもので、口縁部から底部のかけて半分が欠損している。文様は地文に縄文(R L)が施され、その後、磨消しによって円形状・弧状のモチーフが表現されている。

石器は、打製石斧20点、磨製石斧1点、磨石2点、石礫4点、スクレイバー5点、剝片25点が出土した。



第56図 第30号住居址出土土器

#### 第32号住居址

本住居址は、西側部分を第28号住居址に、北側部分を第1号住居址に、南側部分を第14号住居址によつて切られているが、長軸4.1m×短軸3.5mの楕円形プランを呈していたと思われる。

床面は軟弱であり、周溝・柱穴は検出されなかった。

炉も検出されていない。

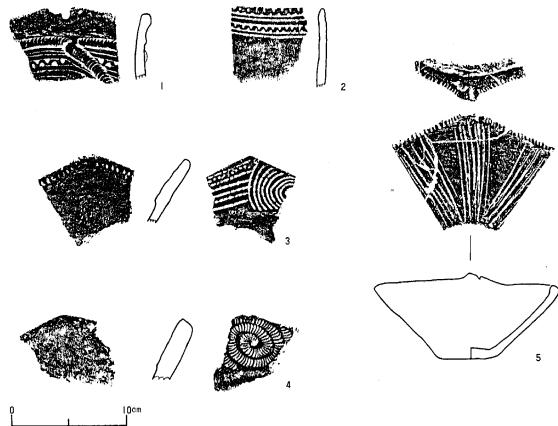
#### 出土遺物(第57図一~五)

1・2は、深鉢形土器の、3・4は、浅鉢形土器の口縁部破片である。1は、口縁部に小突起があったと思われる欠損部を有し、内反している。文様は半截竹管による押し引きと平行沈線及び交互刺突文となる。2は、文様が口縁部に集中し、円形竹管による交互刺突文と幅狭の角押文が施文されている。3は、口縁部に刻みを有し、内面に角押文による同心円状の文様及び平行文、そして円形竹管による刺突が施され、4にはやはり内面にのみキャラビラ文で渦巻文が施文される。なお、3・4とも口縁は波状を呈するが、赤色塗彩の痕跡は認められない。

5は、同一住居址内の地点を異にする破片が接合したもので、推定口径16.2cm、突起部を含めた器高7.6cm、底径(最大径)5.5cmを測る口縁がいくらか内反し、そのまま底部へと移行する浅鉢形土器で、口縁・胴部の1/4弱と底部の一部を欠損する。文様は口縁部に刻みを有し、ほぼ等間隔をおいて平行沈線が数条を1単位として施文される。一ヶ所波状部が残っており、内面が渦巻状をしている。なお、赤色塗彩の痕跡は認められない。

石器は、打製石斧9点が出土した。これらはみな短冊形の打製石斧で、完形品は4点、欠損品が5点である。

(奥山和久)



第57図 第32号住居址出土土器

#### 第33号住居址

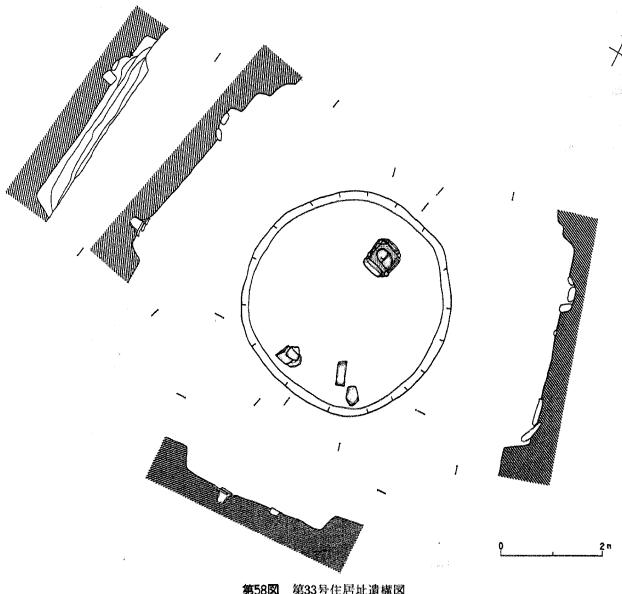
本住居址は、直径4.3mの円形プランを呈し、主軸方位はS-15°-Wである。壁は、東壁で45cm、西壁で40cm、南壁で38cm、北壁で40cmの壁高を有しており、緩やかに立ち上がっている。

床面は軟弱であり、周溝・柱穴とともに認められなかった。炉は住居址中央部北側に位置しており、60cm×70cmの規模を有する石引い炉で、北側と東側の炉石は抜き取られている。

住居址南壁近くで、石蓋をもつ埋甕が1個体検出され、埋甕の東側に立石と角棒が近接して認められた。

#### 出土遺物

本住居址からは408点の土器片が出土したが、小破片が大半で、形を実測できたのは埋甕として用いられた土器だけであった。この土器は底部が欠損しているものの、口径32cm、現高36.3cmの深鉢形



第58図 第33号住居址遺構図

土器で、文様は口縁部に太い沈線文で渦巻き状・橢円形状の区画文をもち、胴部には縦区画文が施され、その区画文内に梯状の工具で条線文・小波文の懸垂文が施されている。

石器は、打製石斧26点、磨製石斧1点、スクレイバー4点、磨石5点、戴石1点、石匕1点、剣片3点が出土した。

#### 成果と課題

本遺跡の調査では、400m<sup>2</sup>程の狭い面積に、縄文時代前期から中期の住居址が34軒折り重なるようにならぶ。

これらのうち、第24・25・29・32号住居址は、同時代中期初頭五領ヶ台2式期の住居址で、これらはほとんどが曾利式期の住居址などに切られ、保存状態はよくなかった。このなかで第29号住居址は掘り込みが深かったために比較的に保存状態が良く、橢円形プランを呈し埋葬炉をもつ住居址で、覆土中より五領ヶ台2式土器の一括発見が認められた。

第10号住居址は、橢円形プランを呈し、小さな石匂い炉をもつ藤内1式期の住居址で、床面より有

孔飼付き土器・小型の深鉢形土器・小型の壺形土器が検出された。このうち、有孔飼付き土器は、炉の傍らに置かれていたような状態で認められ、炉より土器まで焼土が広がっていた。この有孔飼付土器は、その奇妙な形より用途について議論の分かれるところであったが、近年縄文時代の酒の醸造器という説が有力となってきた。また、この住居址からは有孔飼付土器とセットをなすかのように壺とコップ状の小型の深鉢形土器が認められている。

第30号住居址は、円形プランを呈し、大きな石匂い炉をもつ住居址で、出土土器より井戸尻式期に比定され、石匂い炉の大型化が認められる。同期の住居址は、4軒検出されている。

第28号住居址は、橢円形プランを呈し大型長方形状の石匂い炉を持つ曾利Ⅱ式期の住居址で、住居址入り口部床面下に、乳幼児の埋葬用とされる埋甕が認められた。同期の住居址は5軒検出されている。

第1～6・11～13号住居址は、円形プランを呈し方形状の石匂い炉を持つ住居址で、住居址入り口部には埋甕が認められる。これらの住居址は、出土遺物より曾利Ⅲ式期に比定される。これらの住居址覆土には、多量のスコリア（火山性堆積物）が認められ、この時期に富士山の火山活動が活発化したことなどを物語っている。この曾利Ⅲ式期の住居址は、本遺跡で発見された住居址群の中でも最も多く、13軒を数えた。

第18号住居址は、曾利Ⅳ式期の住居址であったが、はっきりプランはつかめなかった。炉は石匂い炉で、炉石は1個を残して抜き取られている。同期の住居址は4軒が検出された。

本遺跡においては、34軒の住居址が狭い範囲に折り重なって発見されたが、調査範囲が限定されていたために集落そのものについては知る由もない。しかしながら、発見された34軒の住居址は各時期の住居址の変遷や当地域における土器の内容を把握するためには、貴重な資料となっている。

この久保地遺跡の曾利Ⅲ式期の住居址覆土に、スコリアが認められたということは前述したが、このスコリアの堆積状態には、3タイプが認められる。ひとつは床面に認められる住居址で、第2号住居址がこれにあたる。次に第1次堆積層（三角堆積）の上に認められる住居址で、第1・13号住居址などがこれにあたる。最後に覆土上面に認められるもので、第11号住居址などがこれに相当する。これらの分析より、スコリア層の形成期はこの曾利Ⅲ式期であると推定した。

このスコリア層の供給源は富士山と思われ、この時期における富士山の火山活動を物語るものとして、また、この時期の火山災害を示す資料としても興味深いものである。

#### 遺跡の現状

発掘した地点は、現在、宝小学校の校舎の下になっている。遺跡は宝小学校を中心に広がり、周囲



第59図 第33号住居址出土土器

## 考 古

にはまだ、集落址が埋もれているものと思われる。

## 文 獻

奈良泰史「山梨県東部一桂川流域の火山堆積物と遺跡」1980『考古学ジャーナル』No. 178